

食品安全基本法案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、科学技術の発展、国際化の進展その他の国民の食生活を取り巻く環境の変化に適確に対応することの緊要性にかんがみ、食品の安全性の確保に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的とすること。

(第一条関係)

二 定義

この法律において「食品」とは、すべての飲食物（薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。）をいうものとすること。

(第二条関係)

三 基本理念

1 食品の安全性の確保は、このために必要な措置が国民の健康の保護が最も重要であるという基本的

認識の下に講じられることにより、行われなければならないものとする。 (第三条関係)

2 食品の安全性の確保は、このために必要な措置が農林水産物の生産から食品の販売に至る一連の食品供給の行程（以下「食品供給行程」という。）の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならないものとする。 (第四条関係)

3 食品の安全性の確保は、このために必要な措置が食品の安全性の確保に関する国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて講じられることによつて、食品を摂取することによる国民の健康への悪影響が未然に防止されるようにすることを旨として、行われなければならないものとする。 (第五条関係)

四 責務及び役割

1 国の責務

国は、三に定める食品の安全性の確保についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するものとする。

(第六条関係)

2 地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのっとり、食品の安全性の確保に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的・経済的・社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するものとする。

（第七条関係）

3 食品関連事業者の責務

(1) 肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材、食品（その原料又は材料として使用される農林水産物を含む。）若しくは添加物又は器具若しくは容器包装の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者（以下「食品関連事業者」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、自らが食品の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識して、食品の安全性を確保するため必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講ずる責務を有するものとする。

(2) (1)に定めるもののほか、食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る食品その他の物に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければなら

ないものとする。

(3) (1)及び(2)に定めるもののほか、食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、

国又は地方公共団体が実施する食品の安全性の確保に関する施策に協力する責務を有するものとする。

(第八条関係)

4 消費者の役割

消費者は、食品の安全性の確保に関する知識と理解を深めるとともに、食品の安全性の確保に関する施策について意見を表明するように努めることによって、食品の安全性の確保に積極的な役割を果たすものとする。

(第九条関係)

五 法制上の措置等

政府は、食品の安全性の確保に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないものとする。

(第十条関係)

第二 施策の策定に係る基本的な方針

一 食品健康影響評価の実施

1 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、2に掲げるとき等を除き、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある生物学的、化学的若しくは物理的な要因又は状態であつて、食品に含まれ、又は食品が置かれるおそれがあるものが当該食品が摂取されることにより人の健康に及ぼす影響についての評価（以下「食品健康影響評価」という。）が施策ごとに行われなければならないものとする。

2 人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、又は抑制するため緊急を要する場合で、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないときにおいては、事後において、遅滞なく、食品健康影響評価が行われなければならないものとする。

（第十一条関係）

二 国民の食生活の状況等を考慮し、食品健康影響評価の結果に基づいた施策の策定

食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、国民の食生活の状況その他の事情を考慮するとともに、一の規定により食品健康影響評価が行われたときは、その結果に基づいて、これが行われな

ければならないものとする。

(第十二条関係)

三 情報及び意見の交換の促進

食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、当該施策に関する情報の提供、当該施策について意見を述べる機会の付与その他の関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るために必要な措置が講じられなければならないものとする。

(第十三条関係)

四 緊急の事態への対処等に関する体制の整備等

食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品を摂取することにより人の健康に係る重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生防止に関する体制の整備その他の必要な措置が講じられなければならないものとする。

(第十四条関係)

五 関係行政機関相互の密接な連携

食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、これが行われなければならないものとする。

(第十五条関係)

六 試験研究の体制の整備等

食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成その他の必要な措置が講じられなければならないものとする。

(第十六条関係)

七 内外の情報の収集、整理及び活用等

食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品の安全性の確保に関する内外の情報の収集、整理及び活用その他の必要な措置が講じられなければならないものとする。

(第十七条関係)

八 表示制度の適切な運用の確保等

食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品の表示の制度の適切な運用の確保その他食品に関する情報を正確に伝達するために必要な措置が講じられなければならないものとする。

(第十八条関係)

九 食品の安全性の確保に関する教育、学習等

食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品の安全性の確保に関する教育及び学習の振興並びに食品の安全性の確保に関する広報活動の充実により国民が食品の安全性の確保に関する知識

と理解を深めるために必要な措置が講じられなければならないものとする。こと。 (第十九条関係)

十 環境に及ぼす影響の配慮

食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、当該施策が環境に及ぼす影響について配慮して、これが行われなければならないものとする。こと。 (第二十条関係)

十一 措置の実施に関する基本的事項の決定及び公表

1 政府は、一から十までの規定により講じられる措置につき、それらの実施に関する基本的事項（以下「基本的事項」という。）を定めなければならないものとする。こと。

2 内閣総理大臣は、食品安全委員会の意見を聴いて、基本的事項の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとする。こと。

3 内閣総理大臣は、2の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本的事項を公表しなければならないものとする。こと。

(第二十一条関係)

一 設置

内閣府に、食品安全委員会（以下「委員会」という。）を置くものとする。 （第二十二条関係）

二 所掌事務

1 委員会は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 基本的事項の案の作成について内閣総理大臣に意見を述べる。
- (2) 三により、又は自ら食品健康影響評価を行う。
- (3) (2)により行った食品健康影響評価の結果に基づき、食品の安全性の確保のため講ずべき施策について内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。
- (4) (2)により行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を監視し、必要があるとき、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。
- (5) 食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する重要事項を調査審議し、必要があるとき、関係行政機関の長に意見を述べる。
- (6) (2)から(5)までに掲げる事務を行うために必要な科学的調査及び研究を行う。

(7) (2)から(6)までに掲げる事務に係る関係者相互間の情報及び意見の交換を企画し、及び実施すること。

(8) 関係行政機関が行う食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する事務の調整を行うこと。

2 委員会は、1の(2)の食品健康影響評価の結果を関係各大臣に対して通知しなければならないものとする。また、その通知に係る事項又は1の(3)若しくは(4)の勧告の内容を公表しなければならないものとする。

3 関係各大臣は、1の(3)又は(4)の勧告に基づき講じた施策について委員会に報告しなければならないものとする。

(第二十三条関係)

三 委員会の意見の聴取

食品衛生法第七条第一項の規定により基準又は規格を定めようとするとき等、関係各大臣が委員会の意見を聴かなければならない場合を定めるほか、関係各大臣は、必要があると認めるときは、委員会の

意見を聴くことができるものとする。

(第二十四条関係)

四 資料の提出等の要求等

1 二の所掌事務を遂行するため、資料の提出等の要求及び調査の委託について定めること。

(第二十五条及び第二十六条関係)

2 委員会は、食品の安全性の確保に関し重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態に対処するため、国の関係行政機関の試験研究機関に対し、必要な調査、分析又は検査を実施すべきことを要請することができるものとする。

(第二十七条関係)

五 組織

委員会は委員七人をもって組織し、委員のうち三人は非常勤とするものとする。

(第二十八条関係)

六 委員の任命

委員は、食品の安全性の確保に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命するものとする。

(第二十九条関係)

七 委員の任期等

委員の任期は三年とすることとするほか、委員の罷免、委員の服務、委員の給与、委員長、会議、専門委員、事務局及び政令への委任について定めること。

(第三十条から第三十八条まで関係)

第四 附則

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、第三の六の両議院の同意を得ることに関する部分は、公布の日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 関係法律の改正等

この法律の施行後最初に任命される委員会の委員の任命に関して定めることとするほか、関係法律について所要の改正を行うこと。

(附則第二条から第七条まで関係)